

自己負担限度額は所得区分によって異なります。「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関で提示していただくと、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。限度額認定証は事前に国保の窓口で申請し、交付後医療機関に提示してください。

医療機関へ受診される方	手続き	病院・薬局など
・70歳未満の方 ・70歳以上75歳未満で <b>非課税世帯</b> の方	役場又は各出張所で申請してください	認定証を窓口で提示してください
・70歳以上75歳未満で <b>課税世帯</b> の方	申請の必要はありません	高齢受給者証を提示してください

下記の低所得Ⅱ・Ⅰの方は、医療機関で認定証を提示していただくと入院時の食事を軽減できます。

**入院時食事療養費**

区 分	70歳未満の方	70歳以上75歳未満の方
一般（下記以外の人）	260円	260円
住民税非課税世帯 低所得Ⅱ <sup>※1</sup>	210円 【160円】 <sup>※3</sup>	210円 【160円】 <sup>※3</sup>
住民税非課税世帯 低所得Ⅰ <sup>※2</sup>		100円

- ※1 低所得Ⅱの人とは、世帯主と国保加入者全員が住民税非課税の世帯に属する方です。
- ※2 低所得Ⅰの人とは、世帯主と国保加入者全員が住民税非課税で、かつ各種収入等から必要経費・控除（公的年金等の控除は80万円）を差し引いた所得が0円となる世帯に属する人です。
- ※3 【160円】は、過去1年間の入院日数が90日を超えている場合の負担額です。  
入院日数が90日を超えた場合には、医療機関の領収書・請求書などの入院日数が確認できるものを持参し、申請をしていただく必要があります。  
申請には、ご本人確認できるもの（運転免許証等）、印鑑、被保険者証が必要になります。
- ★ 保険税を滞納していると、「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付が受けられない場合があります。

**●国民健康保険の切り替えの手続きはお済みですか？**

**国民健康保険に加入する場合に必要なもの**

- ・資格喪失連絡票（証明書）等（勤務先の会社で発行されるもの）
- ・印鑑
- ・ご本人確認できるもの（運転免許証等）
- ・年金証書（60歳以上65歳未満で年金を受給されている方）

次に該当する方は退職者医療制度に加入していただきます。

（厚生年金・共済年金等の年金受給権があり、厚生年金・共済年金の加入期間が20年以上または40歳以降の加入期間が10年以上）

※国民健康保険の加入が遅れた場合、前の健康保険の資格が喪失した時までさかのぼり国民健康保険税をお支払いいただきます。

**国民健康保険を脱退する場合に必要なもの**

- ・勤務先の保険証（加入された方全員分）
- ・国民健康保険の被保険者証（脱退する方全員分）
- ・印鑑
- ・ご本人確認できるもの（運転免許証等）

※勤務先の健康保険に加入された場合に手続きをしないまましていると、勤務先の保険料と国保の保険税と二重に負担することになりますので、手続きを忘れずに行ってください。

※勤務先の健康保険に加入された後、国保の被保険者証を使って医療機関に受診されると、国保が負担した医療費を返していただく場合もあります。

国保の加入・脱退、転入、転出、被保険者証（氏名・世帯主・住所）の内容が変更になった場合は14日以内に役場1階 町民課 国民健康保険係または各出張所に届出をしてください。

□お問い合わせ 役場1階 町民課 国民健康保険係 ☎ 43-2111（内線2114）